

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第５項の規定により、その結果（令和２年５月２１日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

令和２年６月１２日

奈良県監査委員	斎 藤 信一郎
同	森 田 康 文
同	西 川 均
同	和 田 恵 治

第１ 監査の請求

１ 請求人

住所 橿原市一町３８２－１

氏名 森田 源千代

２ 請求書の提出日

令和２年３月２３日

３ 請求の要旨

監査請求書及び請求人の陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

（１）措置要求事項

ア 奈良県知事（以下「知事」という。）に対して、下記（２）で指摘する３件の工事（以下「本件の３件の工事」という。）について、適正な工事請負代金以外の返還を高橋組（以下「受注業者」という。）に命令するよう勧告することを求める。

イ 知事に対して、受注業者へ公共建設工事業者としての指名停止措置を講じるよう勧告することを求める。

ウ 知事に対して、本件の３件の工事について、虚偽の完成検査報告書を作成す

るなど公文書を偽造し、不正に公金支出手続を行い奈良県（以下「県」という。）に損害を与えた県職員全てについて給与返還を含む厳罰を処すよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 令和2年1月6日又は同月22日に、知事から受注業者に対し、次の3件の工事の工事請負代金が支払われている。

①工事名 橿原高取線 工事用進入路復旧工事（道路維持）

工事番号 第402-2-1号

工期 令和元年7月9日から同年10月31日まで

請負金額 11,174,900円

②工事名 橿原高取線 借地復旧工事（道路維持）

工事番号 第402-2-2号

工期 令和元年9月10日から同年11月29日まで

請負金額 3,850,000円

③工事名 曾我川 護岸附属物工事（河川維持）

工事番号 第C-5-2-9号

工期 令和元年8月30日から同年10月31日まで

請負金額 424,600円

しかし、本件の3件の工事は個人の所有地を借用しなければ実施できない工事であるにもかかわらず、県との土地賃貸借に係る補償契約（以下「借地補償契約」という。）の期限は令和元年7月20日までとなっている。それも、借地面積が過小に積算された契約であり、漏れ落ち面積分の土地の借地補償契約は中和土木事務所（以下「中和土木」という。）用地課との折衝中にもかかわらず、中和土木の所長（以下「所長」という。）により一方的に中断された。県は、曾我川災害復旧工事に着手した平成29年10月23日から、この漏れ落ち面積分の土地について契約することなく使用し、借地復旧工事である本件の3件の工事においても工事の手直しや完成検査をすることなく放置している。

令和元年11月27日には、同月26日付け中土第618号の「曾我川災害

復旧工事に伴う借地のご返還について」との所長名の公文書が土地所有者に届いたが、「工事は令和元年9月30日に完成し、これまでの協力に感謝する」との内容である。これからも明らかなように、受注業者は令和元年9月30日以降、工事箇所となった現場にはいなかった。また、中和土木職員は本件の3件の工事の現場完成検査も行っていない。

イ 県に工事用地として貸した土地の原状回復のための工事は、別の業者が撤退した後の残工事を受注業者が行うことになったものであり、工事箇所に設置された看板によると、工期は令和元年7月10日から同年9月30日までとなっていた。

同年9月28日に受注業者が現場作業を終えて去る際に、中和土木の工務課長（以下「工務課長」という。）から工事現場で不都合な箇所が生じた場合は対応する旨の説明があったので、不都合が生じた場合は工務課長等に連絡することに決めた。

ウ 令和2年2月27日に行政文書開示請求書を中和土木に提出し、同年3月11日付けで行政文書一部開示決定通知書が送付され、中和土木で開示された文書の内容は、次のようなものであった。

①中和土木が令和元年7月9日付けで受注業者と随意契約した工事

工事名 檀原高取線 工事用進入路復旧工事（道路維持）

工事番号 402-2-1

工事場所 檀原市一町

工期 令和元年7月9日から同年9月30日

請負金額 9,720,000円

令和元年9月27日締結の同工事の変更請負契約書

（内容：至令和元年9月30日を至令和元年10月31日に改める）

令和元年10月25日締結の同工事の変更請負契約書

（内容：請負代金額増加額 金1,454,900円）

受注業者から、令和元年10月31日付けで所長宛に完成通知書が提出され、中和土木が同年11月13日付けで完成検査報告書を作成した。

令和２年１月９日付けの支出命令書により、同月２２日に県が受注業者に対して１１,１７４,９００円を口座振替払いで支出した。

②中和土木が令和元年９月１０日付けで受注業者と随意契約した工事

工事名 櫃原高取線 借地復旧工事（道路維持）

工事番号 ４０２－２－２

工事場所 櫃原市一町

工期 令和元年９月１０日から同年１１月２９日

請負金額 ３,８５０,０００円

受注業者から、令和元年１１月２６日付けで所長宛に完成通知書が提出され、中和土木が同月２７日付けで完成検査報告書を作成した。

令和２年１月９日付けの支出命令書により、同月２２日に県が受注業者に対して３,８５０,０００円を口座振替払いで支出した。

③中和土木が令和元年８月２９日付けで受注業者と随意契約した工事

工事名 曾我川 護岸付属物工事（河川維持）

工事番号 Ｃ－５－２－９号

工事場所 櫃原市一町

工期 令和元年８月３０日から同年９月３０日

請負金額 ３７８,０００円

令和元年９月２７日締結の同工事の変更請負契約書

（内容：至令和元年９月３０日を至令和元年１０月３１日に改める）

令和元年１０月２５日締結の同工事の変更請負契約書

（内容：請負代金額増加額 金４６,６００円）

受注業者から、令和元年１０月３１日付けで所長宛に完成通知書が提出され、中和土木が同年１１月１３日付けで完成検査報告書を作成した。

令和元年１２月２３日付けの支出命令書により、令和２年１月６日に県が受注業者に対して４２４,６００円を口座振替払いで支出した。

エ 以下の理由により、本件の３件の工事における令和元年９月３０日以降の日

付の契約及び履行したとされる工事については全て偽造である。

(ア) 現場の工事看板に記載された工期末が令和元年9月30日であった。

(イ) 令和元年11月1日の面談の際に、所長及び工務課長が「工事は令和元年9月30日で終了している」と発言した。

(ウ) 令和元年11月26日付け「中土第618号」の公文書に、曾我川災害復旧工事及び原状回復工事が同年9月30日に完成した旨明記されていた。

(エ) 受注業者が本件の3件の工事を履行するためには、現場の私有地に入らなければならないが、令和元年9月30日以降は私有地に立ち入っていないので、工事は不可能である。

(オ) 中和土木職員の工事完成検査も、私有地に入らなければ実施が不可能である。

オ 本件の3件の工事に係る借地補償契約の現状等については次のとおりである。

平成29年10月24日の台風21号により、樫原市一町を流れる曾我川が増水し、その影響で護岸西側に立つ建物の足元が削り取られ、建物が傾くのではないかというような状態が確認できた同月25日に、中和土木職員等が来宅し、応急復旧工事として土のうを設置するため、その進入路として所有地を借用したいとの工事協力要請があり、一刻も早い対応をしなければ建物が倒壊する可能性があるとのことなので、土地使用を承諾した。

工務課長等の中和土木職員と、土地賃貸借に関わる面談及び借地返還に伴う現状回復のための工事について幾度となく面談を持った中で、借地補償契約書の添付図面は、護岸西側建物所有者に工事手順を説明するための図面であり、本来の契約書添付図面ではないことと、借地面積についても漏れ落ち箇所があることが請求人の指摘で判明したため、中和土木は新たに借地計画平面図を作成し、請求人に呈示した。

借地補償契約から漏れ落ちた面積は933.51㎡であり、この漏れ落ち面積分の土地についても、当初の借地補償契約と同一日の平成29年10月23日付けで県との契約が必要であるが、県との合意に至らず現在も未契約のままである。

土地所有者が、県が示す漏れ落ち面積分の土地に係る借地補償契約に同意し

ないため、当初契約の借地補償契約（1,382.63㎡）についても、令和元年7月20日までを期限とする変更契約書が最後となり、同日の翌日以降にこの土地において受注業者が実施した「仮設ヤードの復旧工事」が完了するまでの期間は、県との借地補償契約が未契約のままである。

そして、受注業者が現場を去ってからの借地補償契約に係る交渉の状況は次表のとおりである。

年 月 日	交 渉 内 容 等
令和元. 9. 30	所長等が来宅し、所長は借地補償契約の問題について検討する旨発言した。
令和元. 10. 4	中和土木の用地課長、工務課長等らが来宅し、新たな契約書を持参したが、当初の契約書と整合がとれないことや、延滞利率で意見の相違があった。
令和元. 10. 13	前日の台風19号により工事現場の形状変更があった旨、工務課長にメールで連絡した。
令和元. 10. 17	工務課長等3名が、現場の水路内に落ちた土砂を上げた。同課長らは応急修理をしたが、その他の修復箇所については検討する、しばらく待ってほしいとのことであった。
令和元. 10. 31	工務課長及び用地課長等4名と面談したが、この職員等との交渉では解決不可能との結論に至ったので、翌日に所長と面談することを要求した。
令和元. 11. 1	所長等と面談した。所長からは、令和元年9月30日で現場は終了していると発言があった。用地課長からは、令和元年10月4日に示した、県の契約書案が最終案だとする発言があった。工務課長も工事は9月末で完了した旨発言したので、現場完成検査を実施したのかと問うと、同検査はしていないし、工事請負代金の支払いもしていないと回答した。 工務課長に対して、土地形状を元に戻すのが先決ではないかと問いかけたが、同課長は、それはできない、工事は9月末で完了した旨答えた。 面談では、意見が食い違ったが、所長は持ち帰って検討する旨返答した。

令和元. 11. 17	この件について所長に電子メールを送信した。 令和元年 1 1 月 2 7 日に、同月 2 6 日付け中土第 6 1 8 号の所長名の公文書が土地所有者に届いた。文書の内容は次のとおり。 <内容> ①曾我川災害復旧工事及び原状回復工事は同年 9 月 3 0 日に完成した。 ②原状回復工事及び土地借地補償金については、中和土木の契約案に土地所有者の理解を得られないためこれ以上の交渉の余地はなく、この契約案を変えることもない。
令和2. 1. 5	工務課長に電子メールを送信した。 その後、中和土木から、令和 2 年 1 月 1 0 日付けの回答文書が届いた。文書の内容は次のとおり。 <内容> 令和元年 1 1 月 2 6 日付け中土第 6 1 8 号の公文書のとおりであり、県が示した契約案の内容で理解いただけるのであれば、契約書を送付する。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 奈良県橿原市一町 3 7 1 番 1 の公図
- (2) 曾我川（橿原市川西町～一町地内）の護岸復旧に係る工事図面
- (3) 平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日付け土地賃貸借に係る補償契約書
- (4) 平成 3 0 年 2 月 2 日付け土地賃貸借に係る補償契約の変更契約書
- (5) 平成 3 1 年 3 月 2 0 日付け土地賃貸借に係る補償契約の変更契約書
- (6) 令和元年 6 月 2 7 日付け土地賃貸借に係る補償契約の変更契約書
- (7) 曾我川 借地計画平面図
- (8) 曾我川災害復旧工事に伴う借地のご返還について（令和元年 1 1 月 2 6 日付け中土第 6 1 8 号）
- (9) 曾我川災害復旧工事に伴う借地のご返還について（令和 2 年 1 月 1 0 日付け事務連絡）
- (10) 行政文書開示請求書（2 0 2 0 年 2 月 2 7 日付け）
- (11) 行政文書一時開示決定通知書（令和 2 年 3 月 1 1 日付け中土第 9 0 5 号）
- (12) 橿原高取線 工事用進入路復旧工事（道路維持）第 4 0 2 - 2 - 1 号に係る事業執行伺い、建設工事請負契約書、同変更契約書、完成検査報告書、完成通知

書及び支出命令書他関係書類

- (13) 榎原高取線 借地復旧工事（道路維持）第402-2-2号に係る事業執行伺い、建設工事請負契約書、完成検査報告書、完成通知書及び支出命令書他関係書類
- (14) 曾我川護岸付属物工事（河川維持）第C-5-2-9号に係る事業執行伺い、建設工事請負契約書、同変更契約書、完成検査報告書、完成通知書及び支出命令書他関係書類
- (15) 中和土木宛の電子メール（令和元年10月13日付け、同月25日付け、同年11月17日付け及び令和2年1月5日付け）

（注）上記は全て写し

第2 請求の受理

受注業者に対して入札参加停止の措置を講じることを求める措置要求及び県職員に対する給与返還を含む厳罰を求める旨の措置要求に係る請求については、県の財務会計行為を対象としたものとは認められず、法第242条に規定する要件を備えていないので、これを却下し、受注業者に対して適正な工事請負代金以外の返還を命令することを求める措置要求に係る請求については、県の財務会計行為を対象としたものと認められ、同条の要件を備えているので、これを受理する。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和2年4月9日、法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から請求内容の陳述があった。

2 監査対象事項

本件住民監査請求については、受注業者に支払われた、本件の3件の工事に係る工事請負代金15,449,500円の支出を監査対象とした。

3 監査対象部局

県土マネジメント部

4 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和2年4月20日に説明を聴取するなどした。

監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成29年10月の台風21号に係る曾我川護岸復旧についての監査対象部局の説明

平成29年10月22日の台風21号による豪雨出水で起こった曾我川の河床変動により護岸が被災し、河川に隣接する建物の直近まで護岸が流出した。続いて1週間後に台風22号が接近するとの予報があったことから、二次災害防止のため、応急的に仮設の大型土のうを設置して、更なる護岸浸食を防ぐ工事を同月26日から28日までの間に実施した。

被災箇所周辺は、河川管理用通路がなく河川がまだ増水中であり、河川の区域内に施工ヤードを確保できなかったことから、被災箇所に近接した工事用進入路が必要であったため、地元関係者に相談し、当該地の借地を土地所有者に申し出て口頭での承諾を同月25日に得られたことから、翌26日から仮設進入路・大型土のう設置工事の応急工事を行った。その後、借地補償契約については3回の期間延長を経て令和元年7月20日までの期間の契約を行い、災害復旧工事については、令和元年7月5日で完了した。

一方、災害復旧工事完了後の借地返還のための工事は、平成30年12月22日付けで土地所有者と交わした「確認書」の内容に基づき、災害復旧工事と並行して進めていたが、請求人から、水路の土留め部の補強や表土の盛土材料の変更など、借地返還の更なる条件が示されたことから、本件の3件の工事を令和元年7月頃から着手し、同年9月28日には現場からの引き上げを完了した。

(2) 本件の3件の工事の契約の概要についての監査対象部局の説明

本件の3件の工事の契約の概要は、次のとおりである。

ア 榎原高取線工事用進入路復旧工事（道路維持）第402-2-1号

相手方 高橋組

契約日 令和元年7月9日（当初）、同年9月27日（期間変更）、同年
10月25日（金額変更）

契約金額 9,720,000円（当初）、11,174,900円（変更
後）

契約期間 令和元年7月9日から同年9月30日（当初）
令和元年7月9日から同年10月31日（変更後）

契約内容 工事延長 L=91m、水路修繕 L=31m、
通路修繕 N=1箇所

完成通知書提出日 令和元年10月31日

完成検査日 令和元年11月13日

支出日 令和2年1月22日（支出命令日 同月9日）

イ 榎原高取線借地復旧工事（道路維持） 第402-2-2号

相手方 高橋組

契約日 令和元年9月10日

契約金額 3,850,000円

契約期間 令和元年9月10日から同年11月29日

契約内容 工事延長 L=57m、通路修繕 N=1箇所

完成通知書提出日 令和元年11月26日

完成検査日 令和元年11月27日

支出日 令和2年1月22日（支出命令日 同月9日）

ウ 曾我川護岸付属物工事（河川維持）第C-5-2-9号

相手方 高橋組

契約日 令和元年8月29日（当初）、同年9月27日（期間変更）、同
年10月25日（金額変更）

契約金額 378,000円（当初）、424,600円（変更後）

契約期間 令和元年8月30日から同年9月30日（当初）
令和元年8月30日から同年10月31日（変更後）

契約内容 工事延長 L = 40 m、護岸付属物工 N = 1 式

完成通知書提出日 令和元年 10 月 31 日

完成検査日 令和元年 11 月 13 日

支出日 令和 2 年 1 月 6 日（支出命令日 令和元年 12 月 23 日）

(3) 監査対象事項に関する請求人の主張に対する監査対象部局の説明

ア 令和元年 11 月 1 日の面談での所長の発言内容、同月 26 日付け公文書の記載、工事看板の記載等から「工事は令和元年 9 月 30 日に完成した」旨知らされていた一方で、請求人が行政文書開示請求をして入手した文書では、同日よりも後に工事業者から完成通知書が提出され、中和土木が完成検査報告書を作成した旨、及び同日よりも後には、受注業者は現場に立ち入っていないので工事の履行が不可能であるとする旨の請求人の主張について

(ア) 2 件の工事について、令和元年 9 月 27 日付けで工期を延期する変更契約を締結し、令和元年 10 月 25 日付けで契約金額を増額する変更契約を締結したことについて

本件の 3 件の工事のうち 2 件の工事について、令和元年 9 月 27 日付けで同年 9 月 30 日までの工期を令和元年 10 月 31 日まで延期する変更契約を締結しているが、その理由は、受注業者において「資材の調達に不測の日数を要したため」工事の全体工程に遅れが生じ、その結果、当初契約の工期の令和元年 9 月 30 日では、完成図書を整理する期間が不足したため、工期を延期する変更契約を締結した。

また、2 件の工事について、令和元年 10 月 25 日付けで、増額変更契約を締結しているが、増額変更の理由は、降雨により現場が影響を受け、中和土木から受注業者に令和元年 9 月 5 日又は同月 20 日に指示書を交付して、追加工事を施工させたためである。軽微な変更については、都度、変更契約手続を行わず、最終の工事内容が確定した後に集約して変更契約を行う取扱い（「土木事業の設計変更に関する取扱い（土木工事）」による）となっているため、工事内容と金額が最終的に確定した令和元年 10 月 25 日に増額変更契約を締結した。

(イ) 所長の発言及び公文書の記載等について

現場作業が令和元年9月28日に終わっており、かつ、借地期限を同月30日までとする旨、口頭で承諾を得ていると認識していたことから、その旨を所長が発言したものであり、公文書にその旨を記載した理由も同様である。また、現場の工事看板については、通行者等へ工事を周知するために設置するもので、工事着手時の当初の契約工期の令和元年9月30日までと標記したもので、現場作業は同年9月30日の前に完了し撤収していたことから、その後は現地に工事看板を設置する必要がないため、変更契約により延期した工期を標記した工事看板を設置しなかった。

(ウ) 現場作業が完了した日と「完成通知書」の日付けについて

「完成通知書」は現場作業の完了時点ではなく、工事記録写真、出来高管理資料、工事関係図等の完成図書の整備が全て完了した時点で受注業者から提出されるものである。本件の3件の工事については、令和元年9月28日までに現場作業が完了し、受注業者は完成図書を整えて同年10月31日付け又は同年11月26日付けで完成通知書を中和土木に提出し、中和土木は同年11月13日又は同月27日に完成検査を実施し、完成検査報告書を作成した。

イ 令和元年9月30日以降、中和土木職員は現場に立ち入っていないので、中和土木の現場完成検査が不可能であるとする主張について

(ア) 県土マネジメント部が所掌する土木工事の完成検査の根拠規定について

県土マネジメント部では、県土マネジメント部土木工事検査要領（以下「検査要領」という。）及び県土マネジメント部土木工事技術検査基準（以下「検査基準」という。）を定め、これにより、土木工事の検査を実施している。

検査要領第7第1項では、「検査は、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、適正に施工されたことを確認するため、内業検査（書類検査）及び外業検査（実地検査）により実施するものとする。」とし、検査基準の第2条では、「検査は、当該工事の出来高を対象として、実地に

おいて行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。」としている。

そして、検査基準の別表第2の備考（1）では、検査は実地において行うことを原則とするが、「特別の理由により実地において検査できない場合」等には、出来形管理図表、写真、品質証明書、3次元モデル等により、検査することができるとしている。

(イ) 本件の3件の工事について、完成検査を内業検査（書類検査）の方法で実施した理由について

中和土木は、完成検査のために現地立ち入りを認めてもらえるよう請求人に依頼したが、令和元年10月4日の借地交渉の中で、請求人から、令和元年8月23日に申し出があった締結済の借地補償契約外の土地に関する借地補償契約について、契約書文言、遅延損害金の利率等の条件が示され、その条件への合意がない限り、借地補償契約の変更契約の締結や実地検査による完成検査のための立ち入りを認めない旨主張された。

中和土木は、その条件では、契約手続や公金の支出として不適切になると判断し、令和元年11月1日の交渉で請求人に説明をしたが、理解が得られず、実地検査による完成検査のための現地立ち入りは不可能と判断した。

また、本件の3件の工事については、仕様書と完成図書を照合することで完成検査のための工事内容の確認が可能と判断した。

以上のことから、検査基準の別表2の備考（1）の「特別の理由により実地において検査できない場合」に該当すると判断し、内業検査（書類検査）により完成検査を実施することとした。

(ウ) 本件の3件の工事についての検査内容及び検査結果について

本件の3件の工事については、次のとおり書類検査による完成検査を行い、検査基準の第2条で示す「工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ」について確認し、いずれも「合格」と判断し、完成検査報告書を作成した。

<各工事の検査の内容>

①樫原高取線 工事用進入路復旧工事（道路維持）第402-2-1号

- ・「工事の実施状況」については、契約図書の履行状況、工事の施工状況、工程管理、安全管理、施工体制に関して、仕様書と工事写真全般、施工計画書、工事日誌等を照合し検査した。
- ・「出来形」については、施工延長、施工高、施工箇所数、施工本数に関して、仕様書と工事写真を照合し検査した。
- ・「品質」については、工事材料の品質等に関して、仕様書と工事写真、段階検査写真（県監督職員による）、納品伝票、工事材料品質規格事前確認書を照合し検査した。
- ・「出来ばえ」については、全体的な出来ばえに関して、工事写真全般により検査した。

②樫原高取線 借地復旧工事（道路維持）第402-2-2号

- ・「工事の実施状況」については、契約図書の履行状況、工事の施工状況、工程管理、安全管理、施工体制に関して、仕様書と工事写真全般、施工計画書、工事日誌等を照合し検査した。
- ・「出来形」については、施工延長、施工面積に関して、仕様書と工事写真を照合し検査した。
- ・「品質」については、工事材料の品質等に関して、仕様書と工事写真段階検査写真（県監督職員による）、納品伝票、工事材料品質規格事前確認書を照合し検査した。
- ・「出来ばえ」については、全体的な出来ばえに関して、工事写真全般により検査した。

③曾我川 護岸附属物工事（河川維持）C-5-2-9号

- ・「工事の実施状況」については、契約図書の履行状況、工事の施工状況、工程管理、安全管理、施工体制に関して、仕様書と工事写真全般、施工計画書、工事日誌等を照合し検査した。
- ・「出来形」については、施工延長、施工面積、施工幅、施工厚、コンリート量について、仕様書と工事写真を照合し検査した。

- ・「品質」については、工事材料の品質等に関して、仕様書と工事写真、コンクリート配合計画書、工事材料品質規格事前確認書を照合し検査した。
- ・「出来ばえ」については、全体的な出来ばえに関して、工事写真全般により検査した。

(エ)「工事の手直し」が必要とする請求人の主張について

請求人は、「工事の手直し」が必要にもかかわらず、それを放置している旨主張しているが、それは、令和元年10月13日に請求人からメールで連絡があった、水路修繕の最流末部左岸部の法面のスジ掘れや県道からの進入部の盛土東側路肩斜面のスジ掘れを指すと考えている。

中和土木は、当該箇所に法面保護工（張芝工）を施工する旨提示していたが、請求人との7月9日の借地交渉の際の話合いにより、土羽仕上げで完了した。

このスジ掘れについては、令和元年10月11日から13日までの間の台風19号の影響による降雨で発生した旨請求人から連絡があり、県監督職員が現地で確認した。また、施工期間中の通常の降雨程度では、スジ掘れが発生するには至っていなかったことを県監督職員が確認している。以上のことから、このスジ掘れは、台風19号の不可抗力によるもので、受注業者の責任ではないと判断した。よって、工事請負契約書上、受注業者による手直し工事の義務はないので、受注業者の現場作業が完了した令和元年9月28日までの施工内容をもって完成検査を実施した。

中和土木は、現地に立ち入ることが困難となっているが、このスジ掘れの発生については上記のとおり把握しており、請求人と交渉のうえ対応したいと考えている。

(4) 本件の3件の工事に関係する借地補償契約についての監査対象部局の説明

ア 本件の3件の工事に関係する借地補償契約の概要は、次表のとおりである。

名称	土地賃貸借に係る補償契約	第C－201－補－6号他
----	--------------	--------------

河川名	曾我川
相手方	樫原市一町 371 番 1、375 番、376 番の土地所有者
契約日	平成 29 年 10 月 23 日（当初）、平成 30 年 2 月 2 日（第 1 回変更）、平成 31 年 3 月 20 日（第 2 回変更）、令和元年 6 月 27 日（第 3 回変更）
契約期間	平成 29 年 10 月 23 日から平成 30 年 5 月 31 日（当初）、平成 29 年 10 月 23 日から平成 31 年 3 月 31 日（第 1 回変更後）、平成 29 年 10 月 23 日から令和元年 6 月 28 日（第 2 回変更後）、平成 29 年 10 月 23 日から令和元年 7 月 20 日（第 3 回変更後）
契約金額	1,249,800 円（当初）、2,964,300 円（第 1 回変更後）3,467,200 円（第 2 回変更後）、3,589,200 円（第 3 回変更後）
契約内容	地番 樫原市一町 371 番 1、375 番、376 番 面積・地目 1,382.63 m ² ・畑
契約の目的	曾我川の災害復旧工事施工に伴う進入路及び工事ヤードとして必要な用地を借地するため。
支出日	平成 29 年 12 月 26 日、平成 30 年 5 月 7 日、平成 31 年 4 月 26 日、令和元年 7 月 25 日

イ 借地補償契約の期間を延長する変更契約を締結していない旨の請求人の主張について

中和土木は、平成 30 年 12 月 22 日付け「確認書」に基づき、借地返還工事として本件の 3 件の工事を進めてきたが、令和元年 7 月 20 日までに完了せず、それ以降も本件の 3 件の工事を継続し、その都度、請求人に工事の内容や

工程を説明し、借地期間延長の変更契約の交渉を行っていた。令和元年8月7日及び同月23日の交渉において、「工期は9月30日までに工事を終える予定である。」旨を説明し、請求人から工事の内容について問われたり、使用資材の確認を求められるなど、借地返還工事の施工に向けた具体的なやりとりがあったことから、借地の内諾は得ているものと考え、本件の3件の工事を引き続き実施した。

なお、借地補償契約の期間が令和元年7月20日までであることから、本件の3件の工事の実施と並行して、借地補償契約の期間を延長する変更契約の締結をお願いしていたが、期日までに変更契約の締結には至らなかったものである。

中和土木としては、借地補償契約の期限を延長しなければならなかった期間について、借地料相当額の支払に向けて、「法」及び「奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づく適正な手続による対応を検討している。

ウ 借地補償契約について、「漏れ落ち面積」があるにもかかわらず、中和土木用地課との折衝中に所長から一方的に中断された旨の請求人の主張について

借地補償契約の「借地面積」については、当初の災害復旧工事に必要な借地範囲を「曾我川借地計画平面図」（以下「A図」という。）として図示し、それに基づいて求積したものを借地面積（1,382.63㎡）として契約書に記載した上でA図を添付し、平成29年10月23日から令和元年7月20日までを契約期間として、契約を締結していた。

しかし、令和元年8月23日の交渉時に、請求人から「工事着工時から、契約書添付のA図に図示された範囲外の土地に工事車両が入り込み、工事に使用していた」との言及があり、これが請求人が主張する「漏れ落ち面積」にあたると考えている。

この「漏れ落ち面積」に該当する箇所については、当初の工事が二次災害防止のための急を要する工事であったことなどから工事着手時に借地範囲について受注業者に対し明確に明示することなく着手したこと、借地とその隣接地（漏れ落ち面積の部分）が不陸地であったことから、借地の整地工事の際に、隣接地に盛土が及ぶなど、整地工事の際に借地だけでなく、隣接地も工事の影響

の範囲になっていることを事前に土地所有者に確認し、書面で承諾を得ていなかったこと、さらに、この借地により借地の範囲外の土地の一部を請求人が原状回復まで利用できない状況となっていたことなどから、請求人の主張に対して明確に反証できないと判断し、令和元年9月19日の交渉時に、A図とは別に新たに作成した「曾我川借地計画平面図」により借地補償契約外の追加で契約が必要な土地（933.51㎡）について説明した。

その後、中和土木は、この借地補償契約外の土地に関する契約の締結に向け、請求人の意向を可能な範囲で考慮した条件の契約書案を示し交渉を重ねたが、請求人から県として受け入れ可能な範囲を超える条件が示され、その条件を全面的に受け入れるよう求められた。このような請求人の求めについて、公費の適正支出の観点から、請求人に対して県側の対応に限界がある旨の主張を行う必要があると考えたことや、令和元年10月30日及び同年11月1日の交渉中の請求人の中和土木職員に対する発言内容から、このままでは通常どおりに交渉を進めていくことは困難と判断し、冷却期間を置くことも必要と考えたことから、令和同年11月26日付け所長名の中土第618号で、「当所が示す契約書案での了解を求め、これ以上の交渉の余地はない」旨を土地所有者に通知した。

この借地補償契約外の追加で契約が必要な土地についても、借地料相当額の支払に向けて、「法」及び「奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づく適正な手続による対応を検討している。

第4 監査結果

本件住民監査請求の監査の結果、次のとおり決定した。

本件住民監査請求の監査対象事項に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 各論点及び監査委員の判断

- (1) 令和元年11月1日の面談での所長の発言内容、同月26日付け公文書の記載、工事看板の記載等から「工事は令和元年9月30日に完成した」旨知らされていた一方で、請求人が行政文書開示請求をして入手した文書では、同日よりも後に

受注業者から完成通知書が提出され、中和土木が完成検査報告書を作成した旨、及び同日よりも後には受注業者は現場に立ち入っていないので工事の履行が不可能であるとする旨の請求人の主張について

これらについて、監査対象部局は次のとおり説明している。

ア 工期延期及び契約金額の変更契約の締結について

本件の３件の工事のうち２件の工事については、全体の工程の遅れにより、受注業者が完成図書を整備するための期間が不足していたため、令和元年９月２７日付けで受注業者と工期延期に係る変更契約を締結した。

また、現場作業が終わった令和元年９月２８日より後の同年１０月２５日に、受注業者と増額変更契約を締結したが、それは、中和土木から受注業者に同年９月５日又は同月２０日に指示書を交付して、降雨により現場が影響を受けたことに関して追加工事を施工させたことによるもので、軽微な変更については、都度、変更契約手続を行わず、最終の工事内容が確定した後に集約して変更契約を行う取扱いになっているため、工事内容と金額を最終的に確定できて変更契約の手続が整った同年１０月２５日に増額変更契約を締結した。

イ 令和元年１１月１日の面談時に所長が「工事は令和元年９月３０日に完成」した旨の発言等について

令和元年１１月１日の面談での所長の発言及び所長名の同月２６日付け公文書の記載は、現場作業が同年９月２８日に終わっており、かつ、借地期限を同月３０日までとする旨、口頭で了承を得ていると認識していたため、その旨請求人に伝えたものであり、工事看板の工期については、着工時の工期末の同年９月３０日を記載したものである。

ウ 完成通知書の提出日及び完成検査報告書の作成日について

受注業者は、令和元年９月２８日までに本件の３件の工事の現場作業を完了させたが、工事記録写真、出来高管理資料、工事関係図等との完成図書を整備して、同年１０月３１日付け又は同年１１月２６日付けで完成通知書を中和土木に提出し、中和土木は同月１３日又は同月２７日に完成検査を実施し、完成検査報告書を作成した。

上記アの監査対象部局の説明では、契約の期限を延期する契約をした理由は、受注業者が現場作業を行うためではなく、完成図書を整備する期間が不足したため、その期間を確保するためであったとしている。

令和元年10月25日に受注業者と設計変更による増額変更契約を締結したことについては、同年9月30日の後も工事を行うこととする趣旨ではなく、県土マネジメント部の取扱いとして、軽微な変更については、都度、変更契約手続は行わず、最終の工事内容が確定した後に集約して変更契約を行うこととなっているため、同月9月28日に現場作業が完了した工事の内容と金額を整理でき確定できて変更契約の手続が整った日に集約して変更契約を締結したものと認められる。

監査委員は、中和土木が受注業者に交付した、契約変更に係る令和元年9月5日付け及び同月20日付けの指示書計2枚の提示を受け、内容を確認したが、追加工事の施工を指示する内容となっていた。

以上のことから、上記アの監査対象部局の説明は特段不合理とは認められない。

また、「工事は令和元年9月30日に完成した」とする、令和元年11月1日の面談での所長の発言等については、現場作業が同年9月28日に終わっており、かつ、借地期限を同月30日までとする旨、口頭で了承を得ていると認識していたため、その旨請求人に伝えたものであり、工事の完成検査が完了していることを意味するものではない旨の上記イの監査対象部局の説明についても特段不合理とは認められない。

さらに、本件の3件の工事では、令和元年9月28日までに受注業者による現場作業が完了し、受注業者が完成図書を整えて同年10月31日付け又は同年11月26日付けで中和土木に完成通知書を提出し、その日から、工事請負契約書で検査実施の期限として規定されている14日以内の同年11月13日又は同月27日に中和土木が検査を実施したうえで、完成検査報告書を作成した旨の上記ウの監査対象部局の説明についても特段不合理とは認められない。

- (2) 令和元年9月30日以降、中和土木職員は現場に立ち入っていないので、中和土木の現場完成検査は不可能との主張について

このことについて、監査対象部局は次のとおり説明している。

ア 中和土木が実地検査を実施せず書類検査を実施した理由について

中和土木は、請求人から、本件の３件の工事についての完成検査に当たり、現地立ち入りを拒否されたことから、現場へ立ち入っての実地検査による完成検査は不可能と判断した。

また、完成検査に当たり、工事内容の確認は、仕様書と完成図書の照合により可能と判断した。

以上のことから、検査基準の別表２の備考（１）の「特別の理由により実地において検査できない場合」に該当すると判断し、内業検査（書類検査）により完成検査を実施することとした。

イ 中和土木が実施した書類検査による完成検査の実施内容について

中和土木は、本件の３件の工事について、仕様書と工事写真、納品伝票、県監督職員による段階検査写真等との照合等の書類検査による完成検査を行い、検査基準の第２条で示す「工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ」について確認し、いずれも「合格」と判断し、完成検査報告書を作成した。

なお、請求人が「工事の手直し」が必要とするスジ掘れについては、令和元年１０月の台風の直後に請求人から連絡があり、県監督職員が現場を確認した。工事施工期間中の通常の降雨程度ではスジ掘れが発生しなかったことも県監督職員が確認していたことから、このスジ掘れは上記の台風が原因の不可抗力によるもので、受注業者に責任がないと判断した。よって、工事請負契約書上、受注業者には手直し工事の義務がなく、現場作業が完了した同年９月２８日までの施工内容について完成検査を実施した。

上記アの監査対象部局の説明は、本件の３件の工事の完成検査に当たり、中和土木において、実地検査による完成検査ができない場合に該当し、かつ、仕様書と工事の各段階の写真、工事材料の納品の事実や規格等を証する書類等とを照合することで、検査基準の第２条で示す「工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ」を確認することが可能と考え、検査基準の別表２の備考（１）の「特別の理由により実地において検査できない場合」に該当すると判断し、書類検査での

完成検査を実施することとしたと説明するものであり、特段不合理とは認められない。

上記イの監査対象部局の説明は、本件の３件の工事について、検査基準の第２条で示す「工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ」について書面検査によって確認するに当たり、工事ごとに、仕様書と工事写真、工事材料の納品の事実や規格等を証する書類等とを照合したことを具体的に説明するものであり、特段不合理とは認められない。

監査委員は、監査対象部局から、本件の３件の工事について、中和土木が完成検査の際に仕様書と照合した完成図書一式及び中和土木が作成した完成検査報告書の提示を受け、写真２８８枚、工事材料品質規格事前確認書３枚、工事材料の納品書等７８枚、工事日誌２０枚、施工計画書３部等の内容を調査したところ、「工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ」を確認するのに相応なものであると認められた。また、監査委員は完成検査報告書が作成されていることも確認した。

以上のことから、中和土木は書類検査によって完成検査を実施し、検査基準に合格していることを確認したうえで、完成検査報告書を作成したものと認められる。

なお、請求人が「工事の手直し」が必要なのに放置されている旨主張するスジ掘れについて、令和元年１０月の台風の直後に請求人から連絡を受け、県監督職員が、現場を確認しており、また、工事施工期間中の通常の降雨程度ではスジ掘れが発生しなかったことも確認していたことから、受注業者の現場作業が完了した後の台風が原因で発生した被害であり、受注業者には手直し工事の義務がないと判断し、受注業者の現場作業が完了したときまでの施工内容をもって完成検査を行ったとする監査対象部局の説明は特段不合理とは認められない。

２ 結論

以上のことから、本件の３件の工事に係る受注業者に支払われた工事請負代金１５,４４９,５００円の支出について違法又は不当な点があったとする請求人の主張については、理由がないと判断する。